

# 定 款

●株式会社

# ●株式会社 定款

## 第1章 総則

### 第1条 (商号)

当社は、●株式会社と称する。

英文では、●と表示する。

### 第2条 (目的)

当社は、次の事業を営むことを目的とする。

(1) ●

(2) ●

(3) 前各号に附帯関連するその他一切の事業

### 第3条 (本店の所在地)

当社は、本店を東京都目黒区に置く。

### 第4条 (公告の方法)

当社の公告は、電子公告によって行う。ただし、やむを得ない事由により電子公告を行うことができないときは官報に掲載して行う。

### 第5条 (機関)

当社は、株主総会及び取締役以外の会社法第326条第2項に定める機関を置かない。

## 第2章 株式

### 第6条 (発行する株式の総数)

当社の発行する株式の総数は●株とする。

### 第7条 (株券の不発行)

当社の株式については、株券を発行しない。

## 第8条（株式の譲渡制限）

当会社の株式を譲渡により取得するには、株主総会の承認を受けなければならない。

## 第9条（相続人等に対する売渡請求）

当会社は、相続その他の一般承継により当会社の株式を取得した者に対し、当該株式を当会社に売り渡すことを請求することができる。

## 第10条（株主名簿記載事項の記載の請求）

当会社の株式の取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求するには、当会社所定の書式による請求書に、株式取得者と、その取得した株式の株主として株主名簿に記載され若しくは記録された者又はその相続人その他の一般承継人が署名又は記名押印し、共同して提出しなければならない。ただし、法務省令で定める場合は、株式取得者が単独で上記請求をすることができる。

## 第11条（質権の登録及び信託財産の表示）

当会社の株式につき質権の登録、変更若しくは抹消、又は信託財産の表示若しくは抹消を請求するには、当会社所定の書式による請求書に当事者が署名または記名押印しなければならない。

## 第12条（手数料）

前2条に定める請求をする場合には、当会社所定の手数料を支払わなければならない。

## 第13条（基準日）

1. 当会社は、毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。
2. 前項のほか、必要があるときは、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録されている株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録株式質権者とするすることができる。

## 第3章 株主総会

### 第14条（株主総会の招集）

当会社の定時株主総会は、毎事業年度の終了後3ヶ月以内にこれを招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に随時これを招集する。

### 第15条（招集権者及び議長）

1. 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役の決定により取締役社長がこれを招集し、議長となる。
2. 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ定めた順序により他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

### 第16条（決議の方法）

株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う。

### 第17条（決議の省略）

取締役又は株主が株主総会の目的である事項について提案をした場合において、当該提案について議決権を行使することができる株主の全員が提案内容に書面又は電磁的記録によって同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の株主総会の決議があったものとみなす。

### 第18条（議事録）

株主総会議事録については、法務省令で定めるところによりその経過の要領及びその結果等を記載又は記録し、議長及び出席した取締役がこれに署名又は記名押印する。

## 第4章 取締役

#### 第19条（取締役の員数）

当会社の取締役は、3名以内とする。

#### 第20条（代表取締役及び社長）

1. 当会社の取締役が2名以上ある場合は、そのうち1名を代表取締役とし、取締役の互選によってこれを定める。
2. 代表取締役は、社長とする。
3. 取締役が1名のときは、当該取締役を社長とする。

#### 第21条（取締役の任期）

1. 取締役の任期は、就任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
2. 補欠として選任された取締役の任期は、退任した取締役の任期の満了する時までとする。
3. 増員により選任された取締役の任期は、他の取締役の任期の満了する時までとする。

#### 第22条（報酬等）

取締役が報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。

### 第5章 計算

#### 第23条（事業年度）

当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

#### 第24条（剰余金の配当）

1. 剰余金の配当は、毎事業年度末日現在の最終の株主名簿に記載又は記録された株主及び登録株式質権者に対して行う。
2. 剰余金の配当がその支払開始日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社は、その支払義務を免れるものとする。

## 第6章 附則

### 第25条（設立に際して発行する株式）

当会社の設立に際して発行する株式の総数は●株とし、その発行価額は1株につき●円とする。

### 第26条（設立に際して出資される財産の最低額）

当会社の設立に際して出資される財産の最低額は金●万円とする。

### 第27条（成立後の資本金の額）

当会社の成立後の資本金の額は、金●万円とする。

### 第28条（最初の事業年度）

当会社の最初の事業年度は、当会社の成立の日から●年3月31日までとする。

### 第29条（設立時取締役）

当会社の設立時取締役は、次のとおりとする。

住所 ●  
設立時取締役 ●

### 第30条（発起人の氏名、住所及び引受株数）

発起人の氏名、住所及び引受株数は次のとおりである。

住所 ●  
氏名 ●  
引受株数 ●株

●株式会社設立のため、この定款を作成し発起人が次に記名押印をする。

●年●月●日

発起人 ● ● ● ●